

労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程の 一部改正について（案）

1. 趣旨

現行の職業能力開発分科会運営規程第6条において、分科会に勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第6条第1項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項等を調査審議させるため、若年労働者部会を置くこととされているところ。

今般、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による勤労青少年福祉法の改正により、現行の勤労青少年福祉法第6条第1項に規定する「勤労青少年福祉対策基本方針」が「青少年雇用対策基本方針」に改正されることから、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

若年労働者部会に関する規定を削除する。

なお、「青少年雇用対策基本方針」に関する事項については、今後、職業安定分科会雇用対策基本問題部会において、調査審議することとする。

（参照条文）

- 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律による改正前の勤労青少年福祉法
（勤労青少年福祉対策基本方針）

第六条 厚生労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

4 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5・6 （略）

- 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律

第八条 厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条及び第24条において「青少年雇用対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

4 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5・6 （略）

改正案	現行
第三条（略） 2・3（略） （削除）	第三条（略） 2・3（略） 4 前三項の規定は、第六条に規定する部会について準用する。
（削除）	第六条 分科会に、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項及び勤労青少年の福祉の増進に関する専門の事項その他若年者の職業能力開発に関する事項を調査審議させるため、若年労働者部会（以下「部会」という。）を置く。
第六条 分科会に、その所掌事務について、特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。	第六条の二 分科会に、その所掌事務について、特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。
（削除）	第七条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各三人とする。
（削除）	第八条 部会が、勤労青少年福祉法第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

(削除)

第七条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第十条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程

第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるときまたは委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長または委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 分科会に、その所掌事務について、特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、専門委員会の長が専門委員会に諮って定める。

第七条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十四日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年七月二十日から施行する。

附 則

この規定は、平成二十三年五月十二日から施行する。

附 則

この規定は、平成二十七年十月一日から施行する。